

# 政務調査費の手引き

平成19年3月

島根県議会

## 政務調査費の手引き作成にあたって

地方自治法第100条第13項及び14項に基づく政務調査費は、制度創設以来議員及び会派の調査研究のために活用され、その結果、政策条例や施策提言など議会の活性化に大いに役立っている。

しかし一方では、政務調査費を使用するにあたり、これまで規程で定める使途基準の外にはガイドラインもなく、同一の経費であっても収支報告において計上する項目が異なるなど、議員間において統一性に欠ける課題もあった。また、監査委員からは平成18年8月、政務調査費について支出項目毎の内容の詳細や按分の考え方を具体的に定めるよう議会に対して要望がなされたところである。

そこで本県議会では平成18年9月、議会内に7名の委員で構成する「政務調査費に関する懇話会」を設け、使途の透明化や使途基準の具体化等のガイドラインについて検討を進め、同年12月その検討結果の報告を受けたところである。

この報告書に基づき、本年2月定例会で「島根県政務調査費の交付に関する条例」の一部改正を行い、本年3月「島根県政務調査費の交付に関する規程」の一部改正を行うとともに今般、政務調査費の運用に係るガイドラインとして「政務調査費の手引き」を作成したところである。

議員各位及び会派には、政務調査費の使用にあたってはこの手引きを参考とし、一層適切に処理されるようお願いする。

平成19年3月

島根県議会議長

## 目 次

### I 政務調査費の運用に係るガイドライン

1 ガイドラインとして定めた事項	1 ページ
2 ガイドライン運用の基本的な考え方	1
3 ガイドライン	
〔議員交付分〕	
(1) 政務調査費の使途基準の考え方、留意事項	2～ 7
(2) 経費按分の考え方	8～ 9
(3) 使途基準の項目別具体的経費等の例示	10
(4) 公務出張に併せて政務調査を行う場合の費用弁償と 政務調査費の分別例	11～14
〔会派交付分〕	
(1) 政務調査費の使途基準の考え方、留意事項	15
(2) 経費按分の考え方（議員交付分と同じ）	16～17
(3) 使途基準の項目別具体的経費等の例示	18
(4) 公務出張に併せて政務調査を行う場合の費用弁償と 政務調査費の分別例（議員交付分と同じ）	19～22

### II 関係法令

地方自治法（抜粋）	23
島根県政務調査費の交付に関する条例	24～26
島根県政務調査費の交付に関する規程	27～37
島根県政務調査費に係る収支報告書等の閲覧要綱	38
島根県情報公開条例（抜粋）	39～40

### III 島根県政務調査費の交付に関する条例及び規程の概要

41～43

### IV 政務調査費制度の経緯と本県議会の対応の経緯

44～46

## I 政務調査費の運用に係るガイドライン

### 1 ガイドラインとして定めた事項

- (1) 政務調査費の使途基準の考え方、留意事項（議員交付分、会派交付分）
- (2) 経費按分の考え方
- (3) 使途基準の項目別具体的経費の例示（議員交付分、会派交付分）
- (4) 公務出張に併せて政務調査を行う場合の費用弁償と政務調査費の分別例

### 2 ガイドライン運用の基本的な考え方

議員又は会派の政務調査活動は、議員個々又は会派により内容や手法がそれぞれ異なることから、政務調査費の使途等の説明責任は議員又は会派にあること。

従って、個々のケースに係る経費の充当の適否、経費の按分については最終的に議員又は会派の判断に寄らざるを得ないこと。

以上のことに留意し適切な処理を行うこと。

### 3 ガイドライン

#### (1) 政務調査費の使途基準の考え方、留意事項

(議員交付分)

分類 (規程別表項目)	項目 (留意又は疑問の事項)	考 え 方
総 論	総 論	<ul style="list-style-type: none"> <li>議員の政務調査活動は、議員個々により異なり、政務調査費の使途の説明責任は議員にあるので、個々のケースに係る充当の適否については、最終的には議員の判断による。</li> </ul>
	調査研究活動以外の活動（選挙活動、政党活動等）との峻別	<ul style="list-style-type: none"> <li>調査研究活動と他の議員活動は理論的には区別できるが、実際の活動においては、一つの活動が調査研究活動と他の議員活動の両面を有し、渾然一体となっていることが多く、また、一回の活動の中で二つの活動が行われる場合などもあり、これらを整然と峻別することは困難であることが多いと考えられる。このため事務所費、事務費、人件費への充当については、実績を考慮して按分する必要がある。按分例については別に定めるとおりである。</li> </ul>
調査研究費 ①視察経費	国内外の視察等経費の政務調査費充当	<ul style="list-style-type: none"> <li>国内外への調査研究活動経費に政務調査費を充てることができる。</li> </ul>
	公務旅行時に併せて政務調査を行う場合の経費区分	<ul style="list-style-type: none"> <li>議会派遣等公務旅行に追加して政務調査のため視察調査を行う場合については、公務の部分と政務調査の部分が時間的、場所的、経費的に重複することなく明確に区分できることが必要である。このため、経費分別例については別に定めるとおりである。</li> </ul>
②交通費 宿泊費	考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>政務調査費による支出は、その活動が議員の自発的活動であることから、実費弁償が原則である。</li> <li>議員の政務調査活動は、議員の自発的意志に基づき行うものであり旅行者自身が旅費の支給権者であることから、費用弁償のごとく一定の基準に基づく支給を行うのではなく、現に要した経費を充当するいわゆる実費によることとする。</li> <li>その場合、宿泊費、交通費、その他雑費は、社会通念上許容される範囲のものである必要がある。</li> <li>なお、県の旅費条例による日当は、目的地内での交通費等雑費として定額が支給されている。</li> </ul>

<p>③自家用車</p>	<p>自家用車を政務調査活動に使用する場合の取扱</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 政務調査費で支出できるのは、燃料費、有料道路交通費、駐車料金等の実費のみであり、その他の維持管理に要する費用は支出しない。</li> <li>※ 一般的に自己所有の自動車は私的活動に供されることが主であり、政務調査活動に使用するのには、活動の道具として整備された自動車が存在することを前提とし、それを利用するに過ぎない。従って修繕費、車検費用、保険料等の維持管理費は政務調査活動に直接必要な経費として考えるべきではない。</li> <li>・ 政務調査活動に自動車を使う際の費用は、交通費として「調査研究費」で整理する。</li> </ul>
	<p>政治活動や議員の調査研究活動公務務行、家庭用と多岐わたる自家用車の燃料費</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 議員活動は多面性を有するので、政務調査活動に係る交通費(燃料費)は按分して支出せざるをえない</li> <li>・ 按分率は個人により異なるので、個々の議員の政務調査活動実績(走行距離等)に応じて、適切に按分する。</li> <li>なお、ガソリン代の積算が困難な場合は、別に定める1km走行当たりの単価により算出する方法も可能とする。</li> </ul>
	<p>燃料費の支出時期</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 燃料費を支払う時期に合わせて充当整理する。</li> </ul>
	<p>自動車の購入費</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 個人の資産形成につながるため支出しない。</li> </ul>
	<p>リース車のリース料</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 政務調査のためリース車を使用する場合、リース料の支出は可能である。</li> <li>なお、リース車が他の用務にも利用される場合のリース料の支出は、上記自家用車の取り扱いと同様に按分する。</li> <li>・ リース料を支出する場合は、リース車が主に調査研究活動に利用されることから、「調査研究費」に計上する。</li> </ul>
	<p>リース料の支出時期</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ リース契約で定める支払い時期で整理する。</li> </ul>
<p>④雇用契約のない配偶者等が調査研究活動を補助するため旅行した場合の経費等</p>		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 配偶者等の調査研究活動の補助者としての活動実態によると考えられるが、例えば、通訳等専門技術的な補佐をする場合、議員に身体的な障害があり、活動を補佐する場合など真に必要と認められる場合は、交通費、宿泊費の支出は可能である。</li> </ul>

⑤会費	県連の会費、議会内の議員連盟会費、団体等の総会会費、ライオンズクラブ等の会費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 会費の支出対象である団体の活動内容や実態が政務調査活動に適うものであるかがまず基本となる。</li> <li>・ 例えば経営者としての資格等、個人的資格要件で加入している団体（ロータリークラブ、ライオンズクラブ、趣味の会等）への会費については支出しない。</li> </ul>
	PTA、婦人会、老人クラブ等のように他の者が主催する意見交換会等に参加する場合の参加費（参加費には会費・会食費を含む）の支出	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 議員が所属しない他団体の主催する意見交換会等の参加費は、あくまでも実質的な意見交換が中心である場合は可能である。</li> </ul>
⑥その他	名刺作成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 政務調査のため必要とする名刺作成に支出することは可能である。</li> <li>・ なお、調査研究（先）での使用となるので、「調査研究費」の項目で整理する。</li> </ul>
調査研究費と研修費の区分	区分の考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 調査研究費は、議員自ら主体的に調査活動を行うのに必要とする経費。</li> <li>・ 研修費は団体等他者が行う研修会に参加して幅広い知識の習得により、間接的に政務調査活動を行うのに必要とする経費。</li> </ul>
	調査研究と研修が一連の政務調査用務である場合の計上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 議員個人にとって、どちらが主体であるかにより計上する項目を選択する。</li> </ul>
会議費	食糧費の支出	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 食糧費については公職選挙法の制限に抵触しないこと、及び社会通念上妥当なものであると認められることを前提としたうえで、政務調査活動としての一体性が必要である。</li> <li>・ 公職選挙法に抵触せず、政務調査費の執行が可能なもの <ul style="list-style-type: none"> <li>① 議員が主催する会議、研修会及びそれらに連続した懇談会での選挙区外の者への食事・飲食提供</li> <li>② 他者が主催する会議、研修会及びそれらに連続した懇談会での食事・飲食の議員の自己負担分</li> </ul> </li> <li>※①②とも、社会通念上許容される範囲内のものとする</li> <li>③ 議員が主催する会議、研修会での茶菓提供</li> </ul>
食糧費		

<p>広報費</p>	<p>広報費の支出の範囲</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 議員が行う広報には、その内容に照らして大別すれば             <ul style="list-style-type: none"> <li>① 住民の意見を聴取することを目的とするもの</li> <li>② 議会活動の成果などを報告するもの</li> </ul> </li> </ul> <p>の2つの種類が考えられるが、調査研究活動という観点からは、住民の意見を議会活動に反映させることを目的としたものであるか、否かを基本として判断する。</p>
	<p>後援会報年4回発行の内、1回を政務調査活動の成果を特集した後援会報とした場合、その分についての政務調査費の支出</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 後援会が発行することとなるので支出できない。</li> </ul>
	<p>議員の広報誌、議員個人が主催する報告会の経費</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 議員個人が発行し、又は、報告会を主催し、住民の意見等を議会活動に反映させる目的であれば支出できる。</li> </ul>
	<p>広報誌の中で、政治活動と政務調査活動が併存している場合の記事の割合により按分支出</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 政治活動、政党活動と紛らわしく、県民には理解されにくい。</li> <li>・ 政務調査活動のみの内容とする。</li> </ul>
<p>事務所費</p>		
<p>①総論</p>	<p>事務所費を支出できる場合の事務所要件</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 政務調査活動を実際そこで行っているかという実体的判断が必要である。</li> <li>また、外形的要件としては、次のようなことが考えられる。             <ul style="list-style-type: none"> <li>○事務所の形態                 <ul style="list-style-type: none"> <li>① 外形上の形態を有していること（〇〇議員事務所の看板設置等）</li> <li>② 事務所としての機能（事務スペース、応接スペース、事務用備品等）を有していること</li> <li>③ 連絡要員等を配置していること</li> </ul> </li> <li>○契約形態（自宅以外）                 <ul style="list-style-type: none"> <li>賃貸の場合は議員個人が契約主体となることが基本である。</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>
<p>②購入</p>	<p>調査研究活動に用いるため、事務所として使用する不動産の購入、建築工事費</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 政務調査費を充当することが適当な経費は政務調査活動を行うために直接必要とする経費で、調査研究活動の対価として支払うものであり、個人の資産形成につながる環境整備にまで使うことは適当ではない。</li> <li>従って、事務所の購入等の経費には支出はしない。</li> </ul>

<p>③按分</p>	<p>後援会事務所など、調査研究活動以外にも使用されている場合の賃借料、光熱水費、電話代、FAX代</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 議員活動は多面性を有するので、按分して支出せざるを得ない。</li> <li>・ 按分率は個人により異なるので、個々の議員が数ヶ月の活動実績等に応じて適切に按分し支出することが必要である。</li> <li>・ 後援会事務所と共用の場合は、可能な限り事務所の賃貸契約、電話、ガス、水道等の契約を分離することが望ましいが、手続き的に困難な場合は、現に調査研究活動に充てられている実態に応じて按分する。</li> <li>・ その場合、全体額が明らかになる書類を供えるなどにより、住民から政務調査費が後援会の運営費に充当されているという誤解を招かないよう留意する必要がある。</li> <li>・ 電話代、FAX通信料は「事務費」の項目で支出することとする。</li> </ul>
<p>④自己所有</p>	<p>自己所有（家族名義を含む）物件、自宅を事務所としている場合の賃借料、光熱水費、電話代、FAX代</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 政務調査費を充当することが適当な経費は、調査研究活動を行うために直接必要とする経費と考えるのが一般的であり、自己所有（家族名義を含む）の場合の賃借料相当額を自己（家族）への支出は行わないこととする。</li> <li>・ 自己所有（家族名義を含む。）物件、自宅を政務調査のための議員事務所としている場合、その事務所に係る光熱水費、電話、FAX代は支出できる。 この場合、光熱水費及び電話代等通信費については家族・家庭用と分離する必要がある。 しかし、光熱水費で電気料金など分離が困難な場合は按分することになるが、政務調査用として使用の実態に合わせ適切に按分し、全体額が明らかになる書類を供えるなどにより、住民から政務調査費が個人の経費に充当されているといった誤解を招かないよう留意する必要がある。 なお、電話代、FAX通信料は「事務費」の項目で支出することとする。</li> </ul>
<p>⑤その他</p>	<p>県庁所在地から距離のある選挙区の議員が宿泊所所在地として賃貸マンションを持つ場合の賃貸料</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現に調査活動の拠点として継続的に使用していることが明らかであれば充当することは可能。</li> </ul>

事務費		
①事務費	備品等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 政務調査活動に有用性が高く、一般的に直接必要であると認められるものに限定すること。また、価格についても政務調査活動に要する備品という視点から、常識的に判断されるものとする。</li> <li>・ 事務所に掲示する絵画、安楽椅子、衣服等への支出は行わない。</li> </ul>
②按分	電話、携帯電話、FAX、リースパソコン等で調査研究活動以外にも使用している場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 按分して支出することとなる。按分率は個人により異なるので、個々の議員が数ヶ月の活動実績等に応じて適切に按分し支出することが必要である。</li> </ul>
人件費		
①一般	もっぱら調査研究に従事する職員の人件費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 常時又は臨時に雇用する職員で、専ら調査研究活動の補助業務に従事した者に係る人件費は、その全額を政務調査費から支出できる。</li> </ul>
②按分	後援会の業務など調査研究活動以外の業務も行っている職員の人件費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 調査研究活動の補助業務以外の活動にも従事している職員の人件費については、按分して支出する必要がある。</li> <li>・ 按分率は個人により異なるので、それぞれの活動実績に応じて適切に按分し、支出することが必要である。</li> </ul>
③親族	調査研究活動の補助職員の家族雇用経費	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 親族を雇用することは誤解を招きやすいので、支出はしないこととする。</li> <li>・ ただし、議員に身体的な障害があるなど継続的に政務調査活動を真に補助する必要があると一般的に認められる場合に限り社会通念上妥当な額を支出できるものとする。</li> </ul>

(2) 経費の按分の考え方  
(議員交付分)

区 分	考 え 方
<p>総括的事項</p>	<p>議員の活動は議会活動、政党活動、選挙活動と多彩であり、一つの活動が政務調査活動と他の議員活動の両面を有し、渾然一体となっていることが多く、そのため特に事務所費、人件費等の全額を政務調査費によって支払うことは不適當であり、各活動の実績に応じて按分して支払う必要がある。</p> <p>その按分比率の決め方についてであるが、政務調査活動は、議員個々によって異なっているため、按分比率を一律に示すことは困難である。</p> <p>最終的な説明責任は議員にあるため、個々の議員の判断によらざるを得ないが、それぞれの業務の従事割合に応じて合理的に説明可能な範囲で、個々の議員において按分率の積算根拠を明確にしておく必要がある。</p> <p>その際の参考として、費目毎の按分方法の例を示すと以下のとおりとなる。</p> <p>なお、一つの方法として、毎年度当初に議員と後援会等との間で政務調査活動と後援会活動等との割合を取り決め、覚え書き等の形で明記しておき、それに基づいて支出するということも考えられる。</p>
<p>事務所費 (賃借料、光熱水費等)</p>	<p>① 議員名義で政務調査単独の事務所の場合 賃借料、光熱水費等の全額を支出できる</p> <p>② 議員名義で政務調査以外の用務にも利用する場合 賃借料、光熱水費等は、使用領域（面積）、使用内容、政務調査従事時間数（概数）等 政務調査活動の実態に合わせて適切に按分する。</p> <p>③ 他（後援会等）の事務所と兼ねている場合（後援会等名義） まず、他（後援会等）の事務所と兼ねている場合は、当該事務所が議員の事務所として使用されているという実態が必要である。 その上で 議員事務所と判断できれば、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 賃借料は契約名義にかかわらず、使用領域（面積）、使用内容等政務調査活動の実態に合わせて適切に按分する。</li> <li>・ 光熱水費は、基本料金を含め使用頻度、使用領域（面積）等政務調査活動の実態に合わせて適切に按分する。</li> </ul> <p>④ 自宅を事務所としている場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 自宅（家族名義を含む）を事務所としている場合の賃借料相当額は支払わないこととする。</li> <li>・ 光熱水費は家庭・家族用と分離する必要があるが、困難な場合は、政務調査用としての使用の実態に合わせて適切に按分する。</li> </ul>
<p>事務費 (通信費)</p>	<p>政務調査に係る通話時間（概数）、使用頻度で按分する。</p>

<p>人件費</p>	<p>① 政務調査活動専従職員 議員個人が専ら調査研究のために雇用した職員にかかる人件費は全額充当できる。</p> <p>② 事務所職員を政務調査活動に従事させている場合 調査研究に従事する平均時間、日数等で按分する。 なお、日誌等での勤務時間の実態により、それに見合う人件費を支出すべきと考えるが、季節、政務調査活動に従事する内容によってバラツキがあるので、政務調査活動の実態により適切に按分する。</p>
<p>調査研究費</p>	<p>① リース車を調査研究活動以外にも利用する場合のリース料 政務調査活動の実績（走行距離等）に応じて適切に按分する。</p> <p>② 交通費（自家用車又はリース車の燃料費） 政務調査専用の車両にかかる燃料費は、全ての額を充当できるが、他の用途にも利用する場合の燃料費は按分して支出せざるを得ない。 この場合、議員の政務調査活動の実績（走行距離）に応じて適切に按分する。 なお、ガソリン代の積算が困難である場合は、例外的に次の方法で算出充当することも可能とする。 この場合、1km当たり20円とし、距離は議員の政務調査活動実績距離、証拠書類は議員の作成する支払証明書</p>

(3) 用途基準の項目別具体的経費等の例示  
(議員交付分)

項目	内 容	左の活動に要する具体的経費(例示)
調査研究費	議員が行う島根県の事務及び地方行財政に関する並びに調査委託に要する経費 具体的調査活動(例示) ① 学識経験者、シンクタンク等への調査委託 ② 県内・外調査及び視察、海外調査及び視察 ③ 国会・国等への要望活動 ④ 調査のため登庁(別途費用弁償されるものを除く) ⑤ 市町村、県民からの陳情・要望に関する現地調査 ⑥ 県政に関する執行部との意見交換 ⑦ 県政関係議員連盟調査活動経費 ⑧ 国、県、市町村、団体が主催する行事への参加	調査委託費、交通費、宿泊費 車の燃料費 タクシー代、車リース料 有料道路利用料、駐車場利用料 名刺作成費 会場借上経費、意見交換会参加費・負担金 食糧費、茶菓代
研修費	団体等が開催する研修会、講演会等へ議員及び議員の雇用する秘書等の参加に要する経費 具体的調査活動(例示) ① 研修会参加 ② 講演会参加	会費・参加負担金、資料代 交通費、宿泊費、タクシー代 有料道路通行料、駐車場利用料 車リース料(研修のため単発リース) ※ 車リース(年間リース)及び車の燃料費は「調査研究費」の項目で一括整理する
会議費	議員が行う地域住民の島根県政に関する要望、意見を吸収するための各種会議に要する経費 具体的調査活動(例示) ① 地域県政要望会開催 ② 県政報告会・県政座談会開催	交通費、宿泊費、会場借上経費 機材借上経費 資料作成(購入)費、資料印刷経費 資料コピー経費 食糧費、茶菓代
資料作成費	議員が議会審議に必要な資料を作成するために要する経費 具体的調査活動(例示) ① 政務調査資料作成	資料印刷経費、資料コピー経費 写真現像等経費
資料購入費	議員が行う調査研究のために必要な図書、資料等の購入に必要な経費	書籍購入費、定期刊行物購入経費 新聞購読料 情報収集インターネット接続経費 ビデオテープ・CD-ROM等購入費
広報費	議員が行う議会活動及び島根県政に関する政策等の広報活動に要する経費 具体的調査活動(例示) ① 政務調査広報誌作成 ② 議会報告、県政だより作成	広報誌・報告書等の印刷製本費 郵送料 ホームページ開設及び維持費
事務所費	議員が行う調査研究活動のために必要な事務所の設置、管理に要する経費	事務所土地建物賃借料 光熱水費
事務費	議員が行う調査研究に係る事務遂行に要する経費	電話・FAX使用料、OA機器リース料 調査用パソコン等備品購入費 事務用消耗品購入費 一般郵送料
人件費	議員が行う調査研究を補助する職員を雇用する経費	給料、手当、社会保険料、賃金

(4)公務出張に併せて政務調査を行う場合の費用弁償と政務調査費の分別

(議員交付分)

1 政務調査において

- (1) 公務目的地と政務調査目的地が同一である場合で、旅行の経路及び手段が公務費用弁償算定経路、手段と同一である場合 又は
- (2) 公務目的地と政務調査目的地が異なる場合であっても、公務目的地との往復経路及び手段が公務費用弁償算定経路及び手段と同一である場合は

公務費用弁償 = 出発地と公務目的地間の往復交通費 + 公務に係る宿泊費、日当  
政務調査費 = 政務調査に係る宿泊費、その他必要な経費

として整理する。

(注)

- ① 航空機利用による公務出張の費用弁償支給手続きには、航空機利用に係る領収書の添付が必要となるので、領収書を事務局へ提出願いたいこと
- ② 議員の公務出張には、事務局で議員の「旅行簿」を調整しているが、併せて政務調査が行われる場合は「旅行簿」にその旨記載し費用弁償の手続きを行う必要があるので、その旨事務局へ申し出て頂くこと。(委員会調査の場合は議事調査課委員会担当書記へ、その他の場合は総務課担当書記へ)
- ③ 以下に説明する2及び3の場合も、上記と同様であるので、その旨事務局へ申し出て頂くこと。

(事例)

(例1) 公務目的地と政務調査目的地が同一地域で、旅行経路及び手段が費用弁償算定と同じ場合



費用弁償 ①②の復運賃 + 公務に必要な経費 (公務目的地宿泊料・日当で定額)  
政務調査費 政務調査のための後泊料、前泊料 (実費)、その他政務調査経費 (実費)

(具体例)

◎ 公務で東京出張1泊2日の場合 (通常の経路は往復航空機利用である)、政務調査のため東京でさらに1泊 (又は1日早く上京) のため2泊3日の旅行となるケース

費用弁償 往復航空賃 (領収書等提出) + 1泊宿泊料 (定額) + 2日間の日当 (定額)  
政務調査費 1泊 (延泊又は前泊) の宿泊料 (実費) + その他政務調査経費 (実費)

(例2) 公務目的地と政務調査目的地が異なる場合でも、公務目的地間の旅行経路及び手段が同じ場合(その1)



費用弁償 ①②の往復運賃+公務に必要な経費(公務目的地宿泊料・日当で定額)  
 政務調査費 ABの往復運賃(実費)+政務調査地宿泊料(実費)+その他政務調査経費(実費)

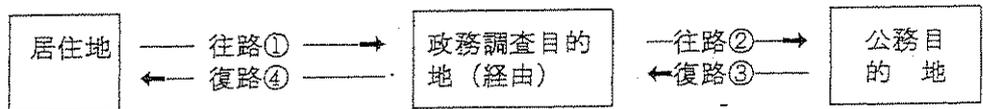
(具体例)

◎ 公務で東京出張1泊2日の場合(通常の間路は往復航空機利用である)、政務調査のため、公務終了後仙台へ赴きさらに2泊(又は公務前に2日早く出発、東京経由仙台着)する結果、3泊4日の旅行となるケース

費用弁償 東京往復航空賃(領収書等提出)+東京1泊宿泊料(定額)+2日間の日当(定額)  
 政務調査費 東京-仙台間の往復交通費(実費)+仙台2泊宿泊料(実費)+その他政務調査経費(実費)

(例3) 公務目的地と政務調査目的地が異なる場合でも、公務目的地間の旅行経路及び手段が同じ場合(その2)

公務目的地へ出張する際、費用弁償経路が政務調査目的地経由である場合で、公務目的地へ赴く途中で政務調査を行う場合又は公務終了後、帰路の途中で政務調査を行う場合(費用弁償算定経路により、旅行経路を辿る場合)



費用弁償 ①②③④の往復運賃+公務に必要な経費(公務目的地宿泊料・日当で定額)  
 政務調査費 政務調査地宿泊料(実費)+その他政務調査経費(実費)

(具体例)

◎ 公務で青森出張2泊3日の場合(通常の間路は東京経由青森、往復全て航空機利用である)、青森へ赴く途中、東京で政務調査のため前日出発、東京で1泊後青森へ、又は公務終了後青森からの帰路の途中、東京で政務調査1泊し翌日帰省する結果、3泊4日の旅行となるケース

費用弁償 東京までの往復航空賃(領収書等提出)+東京・青森往復航空賃(領収書等提出)+青森2泊宿泊料(定額)+3日間の日当(定額)  
 政務調査費 東京前泊(又は後泊)1泊宿泊料(実費)+その他政務調査経費(実費)

2 政務調査において

公務目的地と政務調査目的地が異なり、公務旅行に係る費用弁償経路によらない経路又は手段による場合は次によることとする。

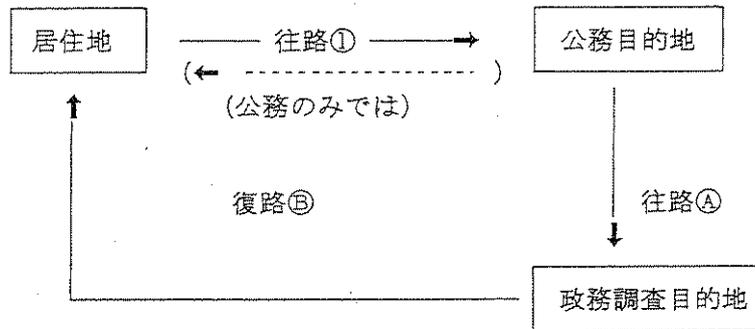
(1) 公務終了後、政務調査活動を行う場合

公務目的地での公務終了までの経費については費用弁償の算定を行い、政務調査活動のため公務終了後の経費については政務調査費を使用する。

(2) 公務終了前に政務調査活動を行う場合

公務目的地で公務に従事するまでの政務調査活動の経費については政務調査費を使用し、公務従事以降の経費については費用弁償の対象となる。

(例4) 公務終了後、別の地域で政務調査を行い、公務のみの場合の費用弁償対象経路以外の経路又は手段で帰省する場合



費用弁償 往路①の運賃+公務に必要な経費(公務目的地宿泊料+日当で定額)

政務調査費 往路A 復路Bの運賃(実費)+政務調査地宿泊料(実費)+その他政務調査経費(実費)

(具体例)

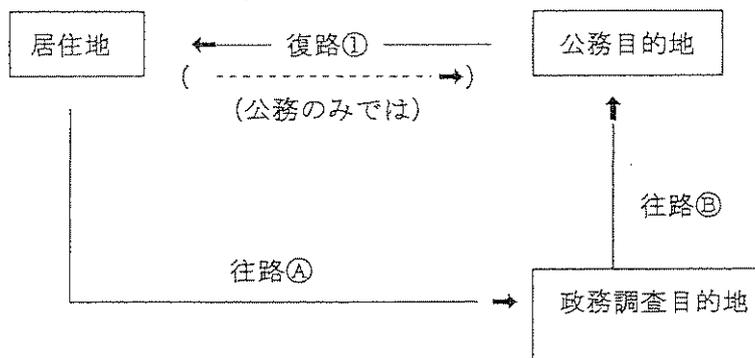
◎ 公務で東京出張1泊2日の場合(通常経路は往復航空機利用である)、政務調査のため、公務終了後大阪へ赴きさらに1泊する結果、2泊3日の旅行となるケース

費用弁償 東京往路航空賃(領収書等提出)+東京1泊宿泊料(定額)+2日間の日当(定額)

政務調査費 東京→大阪間の交通費(実費)+大阪→居住地復路交通費(実費)+大阪宿泊料(実費)+その他政務調査経費(実費)

(例5) 公務前に別の地域で政務調査を行うため、公務のみの場合の費用弁償対象経路又は手段によらない経路で政務調査地へ赴き、その後公務用務地へ赴き、終了後帰省する場合

前記(例4)の逆



費用弁償 復路①の運賃+公務に必要な経費(公務目的地宿泊料+日当で定額)  
政務調査費 往路ABの運賃(実費)+政務調査地宿泊料(実費)+その他政務調査経費(実費)

(具体例)

◎ 公務で東京出張1泊2日の場合(通常の経路は往復航空機利用である)、政務調査のため、公務前に大阪へ赴き1泊、翌日東京へ赴く結果、2泊3日の旅行となるケース

費用弁償 東京復路航空賃(領収書等提出)+東京1泊宿泊料(定額)+2日間の日当(定額)  
政務調査費 居住地→大阪間の交通費(実費)+大阪→東京交通費(実費)+大阪宿泊料(実費)+その他政務調査経費(実費)

### 3. 費用弁償対象経路が航空機利用の場合であって

公務目的地と政務調査目的地が同一であっても、旅行経路又は手段が費用弁償算定と異なる場合は、その異なる経路及び手段に係る運賃は費用弁償の対象とならないので政務調査費を使用する。

(例6)

(具体例)

◎ 公務で東京出張1泊2日(通常の経路は往復航空機利用である)のところ、政務調査のため東京でさらに1泊(又は1日早く上京)のため2泊3日となる旅行で、復路(又は往路)は航空機利用しないで、新幹線及び在来線を利用するケース

費用弁償 往路(又は復路)の航空運賃(領収書等提出)+1泊宿泊料(定額)+2日間の日当(定額)  
政務調査費 復路(又は往路)のJR運賃(実費)+1泊(延泊又は前泊)の宿泊料(実費)+その他政務調査経費(実費)  
(東京の場合、JR利用は通常の旅行手段とは異なる手段であるため費用弁償はできない)

(1) 政務調査費の使途基準の考え方、留意事項

(会派交付分)

分類 (規程別表項目)	項目 (留意又は疑問の事項)	考 え 方
総 論	議員が会派の政務調査費を使用する場合の考え方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 議員が会派の政務調査活動を行う場合は、あくまで会派の活動を行っているという区分けが必要である。</li> </ul>
事務委託	会派から議員へ政務調査を依頼する場合	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 会派の行う政務調査活動を議員へ依頼（委託）する場合は、外部研究機関への委託のように契約という形をとるのではなく、会派の会議で調査研究活動を具体的に決定した上で、議員が会派の調査研究活動を分担して行うという考えである。          なお、その際には形式的であっても議員の分担する調査研究活動を個々に明示するほか、会派に対し一定の報告を行うものとする。</li> </ul>
交通費	<p>会派の行う調査活動を議員へ依頼（委託）した場合の交通費の扱いと領収書の徴収</p> <p>会派の行う政務調査活動においては参加した議員へ日当の支出</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 会派が行う調査研究活動、研修会及び会議へ出席した議員に対して費用弁償（実費）を支給することは出来る。          ただし、交通費及び諸雑費の範囲を超え、出席の労に対する対価的なものを含むことは出来ない。          また、領収書の徴収が必要である。</li> </ul>
燃料費	会派の議員が行う調査研究活動に要するガソリン代等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 会派が行う調査研究活動に議員の自動車、又はタクシーを使う際の費用は交通費として整理する。          なお、自動車利用の場合、政務調査活動に使ったガソリン代を厳密に算出することは難しいことから別に定める1km当たりの単価により算出することも可能とする。その場合の距離は実距離とする。</li> </ul>
会議費 (食糧費)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 会派における懇親会等に要する飲食代</li> <li>・ 会食を伴う会議の会食の費用</li> <li>・ 議員と外部の者（研修講師等）が共に会食する場合</li> <li>・ 議員のみが会食する場合の経費</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 会議等における食糧費に政務調査費を充当する場合には、公職選挙法の制限に抵触しないこと及び社会通念状妥当な範囲のものであることを前提とした上で、食糧費の支出自体が調査研究活動としての会議等と一体性がある場合に限り支出できる          なお、会派や議員間での懇談・懇親を目的とした会合に要する経費には充当しない。</li> </ul>

(2) 経費の按分の考え方

(会派交付分)

区 分	考 え 方
<p>総括的事項</p>	<p>議員の活動は議会活動、政党活動、選挙活動と多彩であり、一つの活動が政務調査活動と他の議員活動の両面を有し、渾然一体となっていることが多く、そのため特に事務所費、人件費等の全額を政務調査費によって支払うことは不相当であり、各活動の実績に応じて按分して支払う必要がある。</p> <p>その按分比率の決め方についてであるが、政務調査活動は、議員個々によって異なっているため、按分比率を一律に示すことは困難である。</p> <p>最終的な説明責任は議員にあるため、個々の議員の判断によらざるを得ないが、それぞれの業務の従事割合に応じて合理的に説明可能な範囲で、個々の議員において按分率の積算根拠を明確にしておく必要がある。</p> <p>その際の参考として、費目毎の按分方法の例を示すと以下のとおりとなる。</p> <p>なお、一つの方法として、毎年度当初に議員と後援会等との間で政務調査活動と後援会活動等との割合を取り決め、覚え書き等の形で明記しておき、それに基づいて支出するということも考えられる。</p>
<p>事務所費 (賃借料、光熱水費等)</p>	<p>① 議員名義で政務調査単独の事務所の場合 賃借料、光熱水費等の全額を支出できる</p> <p>② 議員名義で政務調査以外の用務にも利用する場合 賃借料、光熱水費等は、使用領域(面積)、使用内容、政務調査従事時間数(概数)等 政務調査活動の実態に合わせて適切に按分する。</p> <p>③ 他(後援会等)の事務所と兼ねている場合(後援会等名義) 先ず、他(後援会等)の事務所と兼ねている場合は、当該事務所が議員の事務所として使用されているという実態が必要である。 その上で 議員事務所と判断できれば、 ・ 賃借料は契約名義にかかわらず、使用領域(面積)、使用内容等政務調査活動の実態に合わせて適切に按分する。 ・ 光熱水費は、基本料金を含め使用頻度、使用領域(面積)等政務調査活動の実態に合わせて適切に按分する。</p> <p>④ 自宅を事務所としている場合 ・ 自宅(家族名義を含む)を事務所としている場合の賃借料相当額は支払わないこととする。 ・ 光熱水費は家庭・家族用と分離する必要があるが、困難な場合は、政務調査用としての使用の実態に合わせて適切に按分する。</p>
<p>事務費 (通信費)</p>	<p>政務調査に係る通話時間(概数)、使用頻度で按分する。</p>

<p>人件費</p>	<p>① 政務調査活動専従職員 議員個人が専ら調査研究のために雇用した職員にかかる人件費は全額充当できる。</p> <p>② 事務所職員を政務調査活動に従事させている場合 調査研究に従事する平均時間、日数等で按分する。 なお、日誌等での勤務時間の実態により、それに見合う人件費を支出すべきと考えるが、季節、政務調査活動に従事する内容によってバラツキがあるので、政務調査活動の実態により適切に按分する。</p>
<p>調査研究費</p>	<p>① リース車を調査研究活動以外にも利用する場合のリース料 政務調査活動の実績（走行距離等）に応じて適切に按分する。</p> <p>② 交通費（自家用車又はリース車の燃料費） 政務調査専用の車両にかかる燃料費は、全ての額を充当できるが、他の用途にも利用する場合の燃料費は按分して支出せざるを得ない。 この場合、議員の政務調査活動の実績（走行距離）に応じて適切に按分する。 なお、ガソリン代の積算が困難である場合は、例外的に次の方法で算出充当することも可能とする。 この場合、1km当たり20円とし、距離は議員の政務調査活動実績距離、証拠書類は議員の作成する支払証明書</p>

(3) 使途基準の項目別具体的経費等の例示  
(会派交付分)

項 目	内 容	左の活動に要する具体的経費(例示)
調査研究費	会派が行う島根県の事務及び地方行財政に関する調査研究並びに調査委託に要する経費 具体的調査活動(例示) ① 学識経験者、シンクタンク等への調査委託 ② 県内・外調査及び視察、海外調査及び視察 ③ 国等への要望活動 ④ 県政に関する執行部との意見交換 ⑤ その他 会派での県政関係調査活動経費	調査委託費、交通費、宿泊費 車の燃料費 タクシー代、車借り上げ料(単発借り上げ) 有料道路利用料、駐車場利用料 会場借上経費 食糧費、茶菓代
研修費	会派が行う研修会、講演会の実施に必要な経費並びに団体等が開催する研修会、講演会等への所属議員及び会派の雇用する職員の参加に要する経費 具体的調査活動(例示) ① ○○研修会(セミナー)、政策研修会の開催費 ② 研修会・講演会への所属議員の派遣 ③ 学識経験者との懇談	会場借上経費、機材借上経費 講師謝金、講師交通費、 資料作成費 講師懇談経費、茶菓代 参加会費、資料代、交通費、宿泊費 タクシー代、有料道路通行料 駐車場利用料
会議費	会派における各種会議に要する経費 具体的調査活動(例示) ① 会派が行う県政に関する施策等の検討会議、政務調査会等開催費 ② 会派代表質問協議 ③ 定例会提出予定議案の事前レクチャー ④ 会派総会開催費	会場借上経費、機材借上経費 資料作成費、資料印刷経費 資料コピー経費 食糧費、茶菓代
資料作成費	会派が行う議会審議に必要な資料を作成するために要する経費 具体的調査活動(例示) ① 資料作成に要する経費	資料印刷製本経費、資料コピー経費
資料購入費	会派が行う調査研究のために必要な図書、資料等の購入に必要な経費	書籍購入費、定期刊行物購入経費 新聞購読料、CD-ROM等購入費
広報費	会派が行う議会活動及び島根県政に関する政策等の広報活動に要する経費 具体的調査活動(例示) ① 会派が行う政務調査広報誌作成 ② 会派の議会報告、県政だより作成 ③ ホームページを用いた広報活動	広報誌・報告書等の印刷製本費、郵送料 交通費 ホームページ開設及び維持費
事務費	会派が行う調査研究に係る事務遂行に要する経費	電話・FAX使用料、OA機器リース料 会派利用の調査用パソコン等備品購入費 事務用消耗品購入費 一般郵送料
人件費	会派が行う調査研究を補助する職員を雇用する経費	給料、手当、社会保険料、賃金等

(4) 公務出張に併せて政務調査を行う場合の費用弁償と政務調査費の分別

(会派交付分)

1 政務調査において

- (1) 公務目的地と政務調査目的地が同一である場合で、旅行の経路及び手段が公務費用弁償算定経路、手段と同一である場合 又は
- (2) 公務目的地と政務調査目的地が異なる場合であっても、公務目的地との往復経路及び手段が公務費用弁償算定経路及び手段と同一である場合は

公務費用弁償 = 出発地と公務目的地間の往復交通費 + 公務に係る宿泊費、日当  
政務調査費 = 政務調査に係る宿泊費、その他必要な経費

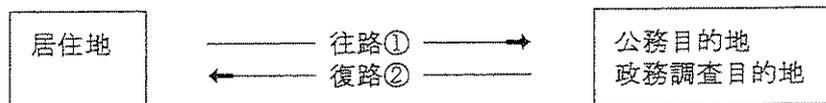
として整理する。

(注)

- ① 航空機利用による公務出張の費用弁償支給手続きには、航空機利用に係る領収書の添付が必要となるので、領収書を事務局へ提出願いたいこと
- ② 議員の公務出張には、事務局で議員の「旅行簿」を調整しているが、併せて政務調査が行われる場合は「旅行簿」にその旨記載し費用弁償の手続きを行う必要があるため、その旨事務局へ申し出て頂くこと。(委員会調査の場合は議事調査課委員会担当書記へ、その他の場合は総務課担当書記へ)
- ③ 以下に説明する2及び3の場合も、上記と同様であるため、その旨事務局へ申し出て頂くこと。

(事例)

- (例1) 公務目的地と政務調査目的地が同一地域で、旅行経路及び手段が費用弁償算定と同じ場合



費用弁償 ①②の復運賃 + 公務に必要な経費 (公務目的地宿泊料・日当で定額)  
政務調査費 政務調査のための後泊料、前泊料 (実費)、その他政務調査経費 (実費)

(具体例)

- ◎ 公務で東京出張1泊2日の場合 (通常の経路は往復航空機利用である)、政務調査のため東京でさらに1泊 (又は1日早く上京) のため2泊3日の旅行となるケース

費用弁償 往復航空賃 (領収書等提出) + 1泊宿泊料 (定額) + 2日間の日当 (定額)  
政務調査費 1泊 (延泊又は前泊) の宿泊料 (実費) + その他政務調査経費 (実費)

(例2) 公務目的地と政務調査目的地が異なる場合でも、公務目的地間の旅行経路及び手段が同じ場合(その1)



費用弁償 ①②の往復運賃+公務に必要な経費(公務目的地宿泊料・日当で定額)  
 政務調査費 ABの往復運賃(実費)+政務調査地宿泊料(実費)+その他政務調査経費(実費)

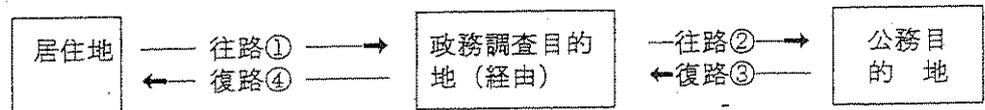
(具体例)

◎ 公務で東京出張1泊2日の場合(通常の経路は往復航空機利用である)、政務調査のため、公務終了後仙台へ赴きさらに2泊(又は公務前に2日早く出発、東京経由仙台着)する結果、3泊4日の旅行となるケース

費用弁償 東京往復航空賃(領収書等提出)+東京1泊宿泊料(定額)+2日間の日当(定額)  
 政務調査費 東京-仙台間の往復交通費(実費)+仙台2泊宿泊料(実費)+その他政務調査経費(実費)

(例3) 公務目的地と政務調査目的地が異なる場合でも、公務目的地間の旅行経路及び手段が同じ場合(その2)

[ 公務目的地へ出張する際、費用弁償経路が政務調査目的地経由である場合で、公務目的地へ赴く途中で政務調査を行う場合又は公務終了後、帰路の途中で政務調査を行う場合(費用弁償算定経路により、旅行経路を辿る場合) ]



費用弁償 ①②③④の往復運賃+公務に必要な経費(公務目的地宿泊料・日当で定額)  
 政務調査費 政務調査地宿泊料(実費)+その他政務調査経費(実費)

(具体例)

◎ 公務で青森出張2泊3日の場合(通常の経路は東京経由青森、往復全て航空機利用である)、青森へ赴く途中、東京で政務調査のため前日出発、東京で1泊後青森へ、又は公務終了後青森からの帰路の途中、東京で政務調査1泊し翌日帰省する結果、3泊4日の旅行となるケース

費用弁償 東京までの往復航空賃(領収書等提出)+東京・青森往復航空賃(領収書等提出)+青森2泊宿泊料(定額)+3日間の日当(定額)  
 政務調査費 東京前泊(又は後泊)1泊宿泊料(実費)+その他政務調査経費(実費)

## 2 政務調査において

公務目的地と政務調査目的地が異なり、公務旅行に係る費用弁償経路によらない経路又は手段による場合は次によることとする。

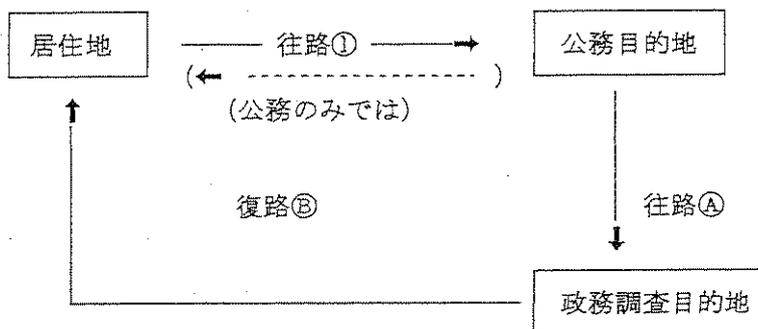
### (1) 公務終了後、政務調査活動を行う場合

公務目的地での公務終了までの経費については費用弁償の算定を行い、政務調査活動のため公務終了後の経費については政務調査費を使用する。

### (2) 公務終了前に政務調査活動を行う場合

公務目的地で公務に従事するまでの政務調査活動の経費については政務調査費を使用し、公務従事以降の経費については費用弁償の対象となる。

(例4) 公務終了後、別の地域で政務調査を行い、公務のみの場合の費用弁償対象経路以外の経路又は手段で帰省する場合



費用弁償 往路①の運賃+公務に必要な経費(公務目的地宿泊料+日当で定額)

政務調査費 往路A 復路B の運賃(実費)+政務調査地宿泊料(実費)+その他政務調査経費(実費)

(具体例)

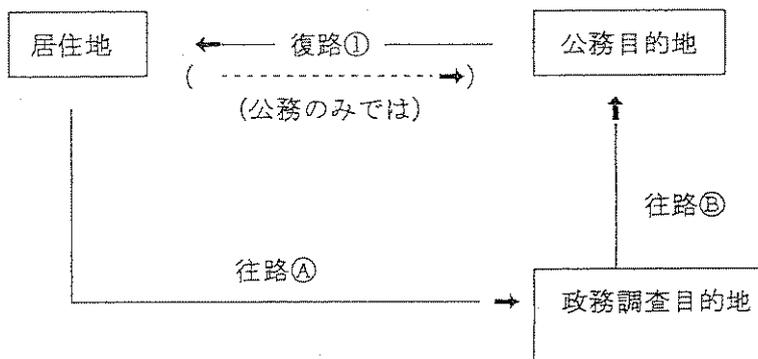
◎ 公務で東京出張1泊2日の場合(通常の経路は往復航空機利用である)、政務調査のため、公務終了後大阪へ赴きさらに1泊する結果、2泊3日の旅行となるケース

費用弁償 東京往路航空賃(領収書等提出)+東京1泊宿泊料(定額)+2日間の日当(定額)

政務調査費 東京→大阪間の交通費(実費)+大阪→居住地復路交通費(実費)+大阪宿泊料(実費)+その他政務調査経費(実費)

(例5) 公務前に別の地域で政務調査を行うため、公務のみの場合の費用弁償対象経路又は手段によらない経路で政務調査地へ赴き、その後公務用務地へ赴き、終了後帰省する場合

前記(例4)の逆



費用弁償 復路①の運賃+公務に必要な経費(公務目的地宿泊料+日当で定額)  
政務調査費 往路ABの運賃(実費)+政務調査地宿泊料(実費)+その他政務調査経費(実費)

(具体例)

◎ 公務で東京出張1泊2日の場合(通常の経路は往復航空機利用である)、政務調査のため、公務前に大阪へ赴き1泊、翌日東京へ赴く結果、2泊3日の旅行となるケース

費用弁償 東京復路航空賃(領収書等提出)+東京1泊宿泊料(定額)+2日間の日当(定額)  
政務調査費 居住地→大阪間の交通費(実費)+大阪→東京交通費(実費)+大阪宿泊料(実費)+その他政務調査経費(実費)

### 3. 費用弁償対象経路が航空機利用の場合であって

公務目的地と政務調査目的地が同一であっても、旅行経路又は手段が費用弁償算定と異なる場合は、その異なる経路及び手段に係る運賃は費用弁償の対象とならないので政務調査費を使用する。

(例6)

(具体例)

◎ 公務で東京出張1泊2日(通常の経路は往復航空機利用である)のところ、政務調査のため東京でさらに1泊(又は1日早く上京)のため2泊3日となる旅行で、復路(又は往路)は航空機利用しないで、新幹線及び在来線を利用するケース

費用弁償 往路(又は復路)の航空運賃(領収書等提出)+1泊宿泊料(定額)+2日間の日当(定額)  
政務調査費 復路(又は往路)のJR運賃(実費)+1泊(延泊又は前泊)の宿泊料(実費)+その他政務調査経費(実費)  
(東京の場合、JR利用は通常の旅行手段とは異なる手段であるため費用弁償はできない)

## Ⅱ 関係法令

### 地 方 自 治 法

(関係部分抜粋)

(調査権・刊行物の送付・図書室の設置等)

#### 第100条

- 1.3 普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務調査費を交付することができる。この場合において、当該政務調査費の交付の対象、額及び交付の方法は、条例で定めなければならない。
- 1.4 前項の政務調査費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務調査費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとする。

## 島根県政務調査費の交付に関する条例

平成13年3月23日

島根県条例第31号

改正 平成14年10月25日条例第53号

平成19年 2月23日条例第 2号

島根県政務調査費の交付に関する条例をここに公布する。

### 島根県政務調査費の交付に関する条例

#### (趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条第13項及び第14項の規定に基づき、島根県議会議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、議会における会派及び議員に対し、政務調査費を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(平14条例53・一部改正)

#### (政務調査費の交付対象)

第2条 政務調査費は、島根県議会の会派（所属議員が1人の場合を含む。）及び議員の職にある者に対し交付する。

#### (会派に係る政務調査費)

第3条 会派に係る政務調査費は、月額3万円に当該会派の所属議員の数を乗じて得た額を会派に対して交付する。

2 前項の所属議員の数は、月の初日における各会派の所属議員数による。

3 月の途中において、議員の任期満了、辞職、失職、死亡若しくは除名、議員の所属会派からの脱会もしくは除名又は議会の解散があった場合におけるこれらの事由が生じた日の属する月の政務調査費の交付については、これらの事由が生じなかったものとみなす。1つの会派が他の会派と合併し、又は会派が解散した場合も同様とする。

4 各会派の所属議員数の計算については、同一議員について重複して行うことができない。

#### (議員に係る政務調査費)

第4条 議員に係る政務調査費は、月額27万円を月の初日に在職する議員に対し交付する。

2 月の途中において議員の任期満了、辞職、失職、死亡若しくは除名又は議会の解散があった場合におけるこれらの事由が生じた日の属する月の政務調査費の交付については、これらの事由が生じなかったものとみなす。

#### (会派の届出)

第5条 議員が会派を結成し、会派に係る政務調査費の交付を受けようとするときは、代表者及び政務調査費経理責任者を定め、その代表者は別に定める様式により会派結成届を議長に提出しなければならない。会派結成届の内容に異動が生じたときは、別に定める様式により会派異動届を提出しなければならない。

2 会派を解散したときは、その代表者は別に定める様式により会派解散届を議長に提出しなければならない。

(会派等の通知)

第6条 議長は、前条の規定により会派結成届のあった会派及び政務調査費の交付を受ける議員について、毎年度4月5日までに、別に定める様式により知事に通知しなければならない。

2 議長は、年度の途中において、会派結成届、会派異動届若しくは会派解散届が提出されたとき、又は議員の異動が生じたときは、別に定める様式により速やかに知事に提出しなければならない。

(政務調査費の交付決定)

第7条 知事は、前条の規定による通知に係る会派及び議員について政務調査費の交付の決定を行い、会派の代表者及び議員に通知しなければならない。

(政務調査費の交付)

第8条 知事は、前条の規定により交付の決定を行った会派及び議員に対し毎四半期の最初の月の15日(その日が県の休日(島根県の休日を定める条例(平成元年島根県条例第9号)第1条に定める県の休日をいう。))に当たるときは、その翌日)に当該四半期に属する月数分の政務調査費を交付するものとする。ただし、1四半期の途中において議員の任期が満了する場合には、任期満了の日の属する月までの月数分を交付するものとする。

2 1四半期の途中において、新たに会派が結成されたとき、又は補欠選挙により議員が当選したとき(繰上補充又は再選挙による場合を含む。)は、会派結成届が提出された日又は任期開始の日の属する月の翌月(その日が月の初日の場合は、当月)分以降の政務調査費を当該会派又は当該議員に対し交付する。

3 1四半期の途中において、会派の所属議員数に異動が生じたとき当該会派に既に交付した政務調査費については、その異動が生じた日の属する月の翌月(その日が月の初日の場合は、当月)分から調整する。

4 1四半期の途中において、会派が消滅したときは、当該会派の代表者は、当該消滅した日の属する月の翌月(その日が月の初日の場合は、当月)分以降の政務調査費を速やかに返還しなければならない。

5 議員は、1四半期の途中に辞職、失職、死亡若しくは除名又は議会の解散により議員でなくなったときは、議員でなくなった日の属する月の翌月(その日が月の初日の場合は、当月)分以降の政務調査費を速やかに返還しなければならない。

(政務調査費の用途)

第9条 会派及び議員は、政務調査費を別に定める用途基準に従い使用しなければならない。

(収支報告書等)

第10条 会派の代表者及び議員は、政務調査費に係る収入及び支出の報告書(以下「収支報告書」という。)を、別に定める様式により年度終了日の翌日から起算して30日以内に議長に提出しなければならない。

2 会派の代表者は、会派が消滅したときには、前項の規定にかかわらず、当該会派が消滅した日の属する月までの収支報告書を、別に定める様式により消滅した日の翌日から起算して30日以内に議長に提出しなければならない。

3 議員は任期満了、辞職、失職若しくは除名又は議会の解散により議員でなくなったときには、第1項の規定にかかわらず、議員でなくなった日の属する月までの収支報告書を、別に定める様式により議員でなくなった日の翌日から起算して30日以内に議長に提出しなければならない。

- 4 会派の代表者及び議員は、前3項の規定により収支報告書を提出するときは、1件3万円以上のすべての支出について、領収書その他の証拠書類（以下「領収書等」という。）の写しを添付しなければならない。
- 5 前項の場合にいて、領収書等を取ることが困難な場合には、別に定める様式による支払証明書をもってこれに代えることができる。

（平19条例2・一部改正）

（議長の調査）

第11条 議長は、政務調査費の適正な運用を期するため、前条の規定により収支報告書が提出されたときは、必要に応じ調査を行うものとする。

（政務調査費の返還）

第12条 会派又は議員は、その年度に交付を受けた政務調査費に残余が生じたときは、その年度の収支報告書の提出後速やかに当該残余额を知事に返還しなければならない。

（収支報告書等の保存及び閲覧）

第13条 第10条の規定により提出された収支報告書、領収書等の写し及び支払証明書（以下「収支報告書等」という。）は、同条に規定する提出すべき期間の末日の翌日から起算して5年を経過する日まで議長が保存しなければならない。

2 次に掲げるものは、議長に対し、前項の規定により保存されている収支報告書等の閲覧を請求することができる。

- (1) 県内に住所を有する者
- (2) 県内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
- (3) 県内に存する事務所又は事業所に勤務する者
- (4) 県内に存する学校に在学する者

3 議長は、前項の規定による請求があったときは、収支報告書等に記載されている情報のうち、島根県情報公開条例（平成12年島根県条例第52号）第7条の非公開情報を除いたものを閲覧に供するものとする。

（平19条例2・一部改正）

（委任）

第14条 この条例に定めるもののほか、政務調査費の交付に関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成14年条例第53号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年条例第2号）

（施行期日）

1 この条例は、平成19年5月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の島根県政務調査費の交付に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に交付する政務調査費について適用し、施行日前に交付した政務調査費については、なお従前の例による。

## 島根県政務調査費の交付に関する規程

平成13年3月30日  
島根県議会告示第2号

改正 平成15年12月19日議会告示第6号  
平成19年 4月 3日議会告示第3号

島根県政務調査費の交付に関する規程を次のように定める。

### 島根県政務調査費の交付に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、島根県政務調査費の交付に関する条例(平成13年島根県条例第31号。以下「条例」という。)に基づく政務調査費の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(会派結成届等)

第2条 条例第5条に規定する会派結成届、会派異動届及び会派解散届は、それぞれ別記様式第1号、別記様式第2号及び別記様式第3号によるものとする。

(会派及び議員の通知)

第3条 条例第6条に規定する通知は、別記様式第4号によるものとする。

(政務調査費の使途基準)

第4条 条例第9条の使途基準は、会派に係る政務調査費については別表第1、議員に係る政務調査費については別表第2のとおりとする。

(収支報告書等)

第5条 条例第10条第1項から第3項までに規定する収支報告書は、別記様式第5号及び第6号によるものとする。

2 条例第10条第4項に規定する領収書等の写しは、別記様式第7号により提出するものとする。

3 条例第10条第5項に規定する支払証明書は、別記様式第8号によるものとする。

(平19議会告示3・一部改正)

(収支報告書等の写しの送付)

第6条 議長は、条例第10条の規定により提出された収支報告書、領収書等及び支払証明書の写しを、別記様式第9号により知事に送付するものとする。

(平19議会告示3・一部改正)

(証拠書類等の整理保管)

第7条 会派の政務調査費経理責任者及び議員は、政務調査費の支出について、会計帳簿を調整しその内訳を明確にするとともに、証拠書類等を整理保管し、これらの書類を当該政務調査費の収支報告書を提出すべき期間の末日の翌日から起算して5年を経過する日まで保管しなければならない。

(収支報告書等の閲覧)

第8条 条例第13条第2項の規定による収支報告書等の閲覧は、当該収支報告書を提出すべき期間の末日の翌日から起算して60日を経過した日の翌日からすることができる。

2 前項で規定する閲覧は、議会事務局長が指定する場所で、職員の勤務時間中にしなければならない。

(平19議会告示3・一部改正)

附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則 (平成15年議会告示第6号)

(施行期日)

1 この規程は、平成16年1月1日から施行する。

附 則 (平成19年議会告示第3号)

(施行期日)

1 この告示は、平成19年5月1日から施行する。

別表第1 (第4条関係)

会派に係る政務調査費の使途基準

項目	内容
調査研究費	会派が行う島根県の事務及び地方行財政に関する調査研究並びに調査委託に要する経費
研修費	会派が行う研修会、講演会の実施に必要な経費並びに他団体が開催する研修会、講演会等への所属議員及び会派の雇用する職員の参加に要する経費
会議費	会派における各種会議に要する経費
資料作成費	会派が議会審議に必要な資料を作成するために要する経費
資料購入費	会派が行う調査研究のために必要な図書、資料等の購入に要する経費
広報費	会派が行う議会活動及び島根県政に関する政策等の広報活動に要する経費
事務費	会派が行う調査研究に係る事務遂行に要する経費
人件費	会派が行う調査研究を補助する職員を雇用する経費

別表第2 (第4条関係)

議員に係る政務調査費の使途基準

項目	内容
調査研究費	議員が行う島根県の事務及び地方行財政に関する調査研究並びに調査委託に要する経費
研修費	団体等が開催する研修会、講演会等への議員及び議員の雇用する秘書等の参加に要する経費
会議費	議員が行う地域住民の島根県政に関する要望、意見を吸収するための各種会議に要する経費
資料作成費	議員が議会審議に必要な資料を作成するために要する経費
資料購入費	議員が行う調査研究のために必要な図書、資料等の購入に要する経費
広報費	議員が行う議会活動及び島根県政に関する政策等の広報活動に要する経費
事務所費	議員が行う調査研究活動のために必要な事務所の設置、管理に要する経費
事務費	議員が行う調査研究に係る事務遂行に要する経費
人件費	議員が行う調査研究を補助する職員を雇用する経費

様式第1号(第2条関係)(平15議会告示6・追加)

年 月 日

島根県議会議長 様

会 派 名

代表者名

㊦

会 派 結 成 届

島根県政務調査費の交付に関する条例第5条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

- 1 会派の名称
- 2 代表者の氏名
- 3 政務調査費経理責任者の氏名
- 4 所属議員数
- 5 所属議員氏名 別紙名簿のとおり

年 月 日

島根県議会議長 様

会 派 名

代表者名



会 派 異 動 届

島根県政務調査費の交付に関する条例第5条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 異動年月日

2 異動内容

区 分	新	旧
会派の名称		
代表者の氏名		
政務調査費 経理責任者の 氏名		
所属議員数		
異動のあった 所属議員氏名	(新たに所属した議員氏名)	(所属議員でなくなった議員氏名)

様式第3号（第2条関係）（平15議会告示6・追加）

年 月 日

島根県議会議長 様

会 派 名

代表者名



会 派 解 散 届

島根県政務調査費の交付に関する条例第5条第2項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 解散した会派の名称

2 解散した年月日

様式第4号（第3条関係）（平15議会告示6・追加）

年 月 日

島根県知事 様

島根県議会議長

氏名

印

政務調査費の交付を受けようとする会派及び議員について

島根県政務調査費の交付に関する条例第6条の規定により、政務調査費の交付を受けようとする会派及び議員について下記のとおり通知します。

記

- (1) 会派について  
別紙会派結成（異動、解散）届のとおり。
  
- (2) 議員について  
別紙議員名簿のとおり。

年 月 日

年度政務調査費収支報告書

島根県議会議長 様

会派名

代表者名

印

1 収入

政務調査費 \_\_\_\_\_ 円

2 支出

(単位：円)

項目	支出額	備考
調査研究費		
研修費		
会議費		
資料作成費		
資料購入費		
広報費		
事務費		
人件費		
合計		

3 残余 (政務調査費返還額)

\_\_\_\_\_ 円

注) 備考欄には、主たる支出の内訳を記載する。

年 月 日

年度政務調査費収支報告書

島根県議会議長 様

島根県議会議員

氏名



1 収 入

政務調査費 \_\_\_\_\_ 円

2 支 出

(単位：円)

項 目	支 出 額	備 考
調査研究費		
研 修 費		
会 議 費		
資料作成費		
資料購入費		
広 報 費		
事 務 所 費		
事 務 費		
人 件 費		
合 計		

3 残 余 (政務調査費返還額)

\_\_\_\_\_ 円

注) 備考欄には、主たる支出の内訳を記載する。

領 収 書 等 添 付 票

使途基準の項目		添付票整理番号	
使途			
政務調査費の支出額			
調査年月日及び調査地			
領収書等の写し添付欄			

注) 按分又は経費分割により支出を行った場合は、「領収書等の写し添付欄」余白に  
按分率又は経費分割内訳額を記載すること。

支 払 証 明 書

使途基準の 項目及び 使 途	政務調査費 の 支 出 額	支 払 先 及 び 支払年月日	調査年月日 及 び 調 査 地	摘 要
		( 年 月 日 )	年 月 日 ～ 年 月 日	

上記のとおり相違ないことを証明します。

提出者

㊟

( 会派にあつては会派名、経理責任者名 )  
議員あつては議員名

注)1 按分又は経費分割により支出を行った場合は、「摘要欄」に、全体額及び按分率又は経費分割内訳額を記載すること。

2. 領収書等を取得することが困難である理由を「摘要欄」に簡潔に記載すること。

様式第9号(第6条関係) (平15議会告示6・追加、平19議会告示3・旧7号様式の繰下)

年 月 日

島根県知事 様

島根県議会議長

氏名

印

政務調査費収支報告書(写)の送付について

島根県政務調査費の交付に関する規程第6条の規定により、 年度政務調査費収支報告書、領収書等添付票及び支払証明書の写しを別添のとおり送付します。

## 島根県政務調査費に係る収支報告書等の閲覧要綱

(制定 平成13年4月1日)

改正 平成19年 月 日

### (趣旨)

- 1 この要綱は、島根県政務調査費の交付に関する規程（平成13年島根県議会告示第2号。以下「規程」という。）第8条に定める、収支報告書等の閲覧に関し必要な事項を定めるものとする。

### (閲覧場所)

- 2 規程第8条第2項に規定する局長が指定する場所は、県議会議事堂1階の閲覧室とする。

### (閲覧時間)

- 3 閲覧時間は、島根県の休日を定める条例（平成元年島根県条例第9号）第1条第1項に規定する県の休日を除き、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとする。ただし、局長は、特に必要があると認めるときは臨時に閲覧業務の全部又は一部を休止することができる。

### (閲覧手続)

- 4 規程第8条第1項に基づき閲覧を行うものは、別に定める請求書を、議会事務局総務課まで提出しなければならない。

### (複写の禁止)

- 5 収支報告書等を謄写する場合は、筆記によりこれを行うものとし、複写機、写真機などを使用した複写をしてはならない。

### (遵守事項)

- 6 閲覧者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
  - (1) 閲覧者は、複写機若しくは写真機等、危険物等又は他の閲覧者の迷惑になるものを持ち込まないこと。
  - (2) 閲覧室では、音読、談話、飲食、喫煙その他、他の閲覧者の迷惑になる行為をしないこと。
  - (3) 係員の指示に従うこと。

### (閲覧の中止又は禁止)

- 7 局長は、閲覧者が5又は6の規定に違反する場合は、その閲覧を中止させ又は閲覧を禁止することができる。

### 附 則

#### (施行期日)

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

### 附 則

#### (施行期日) (平成19年 月 日一部改正)

この要綱は、平成19年5月1日から施行する。

## 島根県情報公開条例(抜粋)

平成12年12月26日

島根県条例第52号

改正 平成13年 7月23日条例第33号

平成15年 3月11日条例第 5号

平成16年12月24日条例第71号

平成17年 3月25日条例第 2号

### (公文書の公開義務)

第7条 実施期間は、公開請求があったときは、公開請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報(以下「非公開情報」という。)のいずれかが記録されている場合を除き、公開請求者に対し、当該公文書を公開しなければならない。

- (1) 法令若しくは条例(以下「法令等」という。)の規程により、又は法律若しくはこれに基づく政令の規定による指示(地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条第1号へに規定する指示その他これに類する行為をいう。)により公開することができない情報
- (2) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが公開することによりなお特定の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第2項に規定する特定独立行政法人及び日本郵政公社の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。))の役員及び職員、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。))の役員及び職員をいう。)である場合において、当該情報がその職務の

遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職、氏名及び当該職務遂行の内容に係る部分（当該公務員等の氏名に係る部分を公開することにより当該公務員等の権利利益を不当に害するおそれがある場合及び当該公務員等が規則で定める職にある場合にあっては、当該公務員等の氏名に係る部分を除く。）

- (3) 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公開することにより、当該法人等又は個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの。ただし、事業活動によって生じ、又は生ずるおそれのある支障から人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報を除く。
- (4) 公開することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報
- (5) 県の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人（以下「県等」という。）の内部又は相互間における審議、検討又は協議等に関する情報であって、公開することにより、率直な意見の交換若しくは意志決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、県民等の間に不当に混乱を生じさせるおそれ又は特定のものに不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあると認められるもの
- (6) 県等が行う事務又は事業に関する情報であって、公開することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に著しい支障が生ずるおそれがあると認められるもの
  - ア 捜査、検査、取締り又は試験に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ
  - イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、県等の財産上の利益又は当事者としての地位を害するおそれ
  - ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を阻害するおそれ
  - エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ
  - オ 県、国若しくは他の地方公共団体が経営する企業又は独立行政法人等若しくは地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

### Ⅲ 鳥根県政務調査費の交付に関する条例及び規程の概要

#### (1) 条例の趣旨 (条例第1条)

この条例は地方自治法第100条第13項及び14項の規定により、議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、会派及び議員に政務調査費を交付することに関し、交付並びに収入及び支出に関し必要な事項を定めている。

#### (2) 交付対象 (条例第2条)

会派及び議員の職にある者

#### (3) 政務調査費の額 (条例第3条及び第4条)

##### ① 会派に対するもの (所属議員が1人の場合を含む)

- ・月額3万円に月の初日の会派所属議員数を乗じて得た額を交付。
- ・月の途中で所属議員数の変更、会派の合併、会派の解散があった場合のその月の政務調査費は、これらの事由が生じなかったものと見なす。

##### ② 議員に対するもの

- ・月額27万円とし、月の初日に在職する議員に交付
- ・月の途中で議員辞職等の事由で議員でなくなった場合のその月の政務調査費は、これらの事由が生じなかったものと見なす。

#### (4) 会派の届出 (条例第5条)

会派は、代表者及び経理責任書を会派結成届 (規程様式第1号) を議長に提出しなければならない。また届けの内容に異動があったときは会派異動届 (規程様式第2号) を、会派が解散したときは会派解散届 (規程様式第3号) を議長に提出しなければならない。

#### (5) 会派等の通知及び交付決定 (条例第6条及び第7条)

- ① 議長は毎年度4月5日までに、会派及び政務調査費の交付を受ける議員について知事に通知 (規程様式第4号) しなければならない。また、年度途中で会派結成届、会派異動届、会派解散届が提出された場合も同じ。

- ② 知事は、前記の通知に係る会派及び議員について、政務調査費の交付決定を行い、

会派及び議員に通知しなければならない。

(6) 政務調査費の交付 (条例第8条)

- ① 毎四半期の最初の月の15日(15日が休日の場合は翌日)に、四半期分を交付する。ただし、1四半期の途中で任期満了の場合は、任期満了の月分までを。
- ② 1四半期の途中で、新たに会派結成又は補選等で新たに当選し、届が提出されたときは、その翌月分から交付する。(ただし、提出が月の初日の場合は当月分から)
- ③ 1四半期の途中で、会派の所属議員数に異動が生じたときは、異動が生じた日の翌月分から調整する。(異動が生じた日が月の初日の場合は当月分から)
- ④ 1四半期の途中で、会派が消滅したときは、消滅した日の翌月分以降(その日が月の初日の場合は当月分以降)の政務調査費を返還。
- ⑤ 1四半期の途中で議員でなくなったとき(辞職等)は、議員でなくなった月の翌月分以降(その日が月の初日の場合は当月分以降)の政務調査費を返還。

(7) 政務調査費の使途 (条例第9条、規程第4条)

会派及び議員は、規程別表第1又は第2に定める使途基準に従い使用しなければならない。

(8) 収支報告書等 (条例第10条、規程第5条及び第6条)

- ① 会派及び議員は、年度終了後の翌日から起算して30日以内に収支報告書(規程様式第5号又は第6号)を議長に提出。
- ② 会派が消滅したとき又は議員でなくなったときは、その日から起算した30日以内に収支報告書を議長に提出。
- ③ 1件3万円以上の支出については、収支報告書に領収書等の写しを添付(添付票様式は規程様式第7号)しなければならない。

(19年2月条例一部改正、19年5月以降交付分から施行)

- ④ 領収書の取得が困難な場合は、支払証明書(規程様式第8号)をもって、領収書の写しに代えることができる。

(19年2月条例一部改正、19年5月以降交付分から施行)

- ⑤ 議長は提出された収支報告書、領収書の写し又は支払証明書の写しを知事に送付(規程様式第9号)。

(19年3月規程一部改正、領収書等の写しは19年5月以降交付分から施行)

(9) 議長の調査 (条例第11条)

議長は政務調査費の適正な運用を期するため、収支報告書が提出されたときは、必要に応じ調査を行うこととなっている。

(10) 残余の額の返還 (条例第12条)

その年度に交付を受けた政務調査費に残余が生じたときは、収支報告書の提出後速やかに残余額を返還しなければならない。

(11) 収支報告書等の保存及び閲覧 (条例第13条、規程第8条)

① 議長に提出された収支報告書は、5年を経過する日まで議長は保管しなければならない。

② 次の者は議長に収支報告書等の閲覧を請求することができる。

- ・ 県内に住所を有する者
- ・ 県内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
- ・ 県内に存する事務所又は事業所に勤務する者
- ・ 県内に存する学校に在学する者

③ 閲覧は、収支報告書の提出期限の翌日から起算して60日を経過した日の翌日からすることができる。

(19年3月規程一部改正、30日を60日に)

(12) 証拠書類等の整理保管 (規程第7条)

会派の経理責任者及び議員は、会計帳簿を作成、証拠書類等を整理保管し、これらの書類を収支報告書提出期限の翌日から5年を経過する日まで保管しなければならない。

(13) 委任 (条例第14条)

条例に定めるもののほか、必要な事項は議長が別に定めることとなっている。

#### IV 政務調査費制度の経緯と本県議会の対応の経緯

##### 1 政務調査費の経緯と法制化について

###### (1) 昭和22年地方自治法制定時（法第203条）

地方公共団体の議員に対しては、報酬を支給し、費用弁償を行う旨規定していたが、通信費、交通費、調査研究費等の支給については規定がなかった。このため、全国の自治体の中には通信費、調査研究費、退職金などを支給していたところもあるなど地方公共団体毎にまちまちであった。

###### (2) 昭和31年地方自治法改正（法第204条の2の追加）

この状況を改正するため、法第204条の2が追加され、「地方公共団体は、いかなる給与その他の給付も法律又はこれに基づく条例に基かすには、議会の議員に支給することができない」と規定された。

これにより、議員個人に対して、定額の調査研究旅費等を支給することができなくなった。

###### (3) 補助金の支出（法第232条の2による補助金）

そこで、各地方公共団体は法第232条の2の規定を根拠として、議会の各会派に対して会派の調査など活動の費用の一部を補助する目的で政務調査費（県政調査交付金等名称はいろいろ）を支出するようになった。

###### (4) 政務調査費の法制化（法第100条第13項、第14項の追加）

地方分権一括法の成立（11年7月）により、地方議会の責任は一層大きくなり、住民の負託に応えその役割を十分に果たしていくためには、議員の活動基盤の強化が必要不可欠となった。

全国都道府県議会議長会ではかねてから、議員に対し条例で調査活動費を支給できるように法改正の要望が行われていたが、これを機会に活発な取組が行われた。

そして、平成12年の地方自治法の改正で法第100条に第13項（当時の12項）及び第14項（当時の13項）が追加され、政務調査費の法制化がなされた。このため、地方公共団体は法第232条の2の規定によらずして、法第100条第13項の規定の基づき条例の定めるところにより、議会の会派又は議員に対して政務調査費を交付することができることとなった。

## 2 全国議長会による標準条例（例）の作成

この法改正により平成13年4月1日以降政務調査費を交付する場合は、交付の対象、額、交付の方法を条例で定めることが必要となった。しかし、分権時代となり国が地方に条例準則を示すことは地方分権に反することとなるとの考え方から、国は条例準則を出さなかった。

そこで、全国議長会（都道府県、市、町村の全国議長会）は地方団体の条例等の策定作業が円滑に行われるよう、指針となる条例（例）を地方団体に提示することとなり、平成13年11月10日「政務調査費の交付条例（例）及び「政務調査費の交付規定（例）」が決定された。

## 3 本県における条例等の検討と制定

本県では議会内において政務調査費の額や条例などを検討するため、全国議長会において標準条例の検討が進められるのと平行して、平成12年7月議長の下に7人の議員を委員とする「政務調査費条例に関する懇話会」を設けた。

同懇話会では政務調査費の額や条例案等の検討が行われ、同年12月検討結果が議長に報告された。

### 検討結果

- ① 政務調査費の額 議員 27万円／1人1月  
会派 3万円／所属議員1人1月
- ② 条例、規定 全国議長会が示した例に準じ作成

そして、翌13年2月定例会において懇話会委員7名により条例案が提案され、総務委員会の審査を経て同年3月13日可決、同年4月1日施行した。

また、条例に基づく規程についても3月30日付けで定め、4月1日施行した。

## 4 条例、規程の改正

平成13年度から条例に基づき政務調査費が交付され、議員の調査研究のために大いに役立ってきたが、一方では使途の透明化が求められ、18年8月には監査委員から議長に対して、使途基準の具体化や収支報告書に証拠書類等の添付の義務付けについて関係規定を改訂するようとの要望書が提出された。

県議会では監査委員の要望を受け、政務調査費の一層の透明化を確保するため使途基準等の検討を進めることとし、平成18年9月議長の下に7人の議員を委員とする「政務調査費に関する懇話会」を設けた。

懇話会では、政務調査費の使途基準の具体化、按分の考え方、経費の分割、領収

書の添付等について検討が進められ、同年12月検討結果が議長に報告された。

検討結果（主要事項）

- ① 収支報告書に1件3万円以上の支出について領収書等の証拠書類を義務づける条例改正をすること。
- ② 条例改正審議は19年2月定例会とし、施行時期は平成19年5月1日が望ましいこと。
- ③ 使途基準の具体化、按分、経費の分割等

そして、領収書等の添付義務づけについては検討結果のとおりの内容で、19年2月定例会初日において、全議員による提案で条例改正案が可決され、同年5月1日から施行することとなった。

また、規程についても19年3月一部改正を行い、同年5月1日施行することとした。

さらに、「政務調査費に関する懇話会」から報告のあった、使途基準の具体化、按分等について整理した「政務調査費の手引き」を作成した。